

『第3次三田市地域福祉計画』

36ページ

1 基本理念

つながる 寄りそう 支えあう

誰もが自分らしく 安心して暮らせる 共生のまち さんだ

『地域共生社会』とは
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、誰もが「我が事」として共に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をいいます。

本計画では、地域に暮らすすべての人がつながり、寄りそい、支えあい、互いの個性を尊重し合いながら自分らしく安心して暮らすことができる「共生のまち さんだ」を基本理念に掲げ、市民、事業者・団体、市等が協働し、地域で互いに助け合い、支えあう地域共生社会の実現を目指し、地域福祉を推進します。



出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト
<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

『(仮称)三田市版誰ひとり取り残さない総合支援システムづくりのための計画』

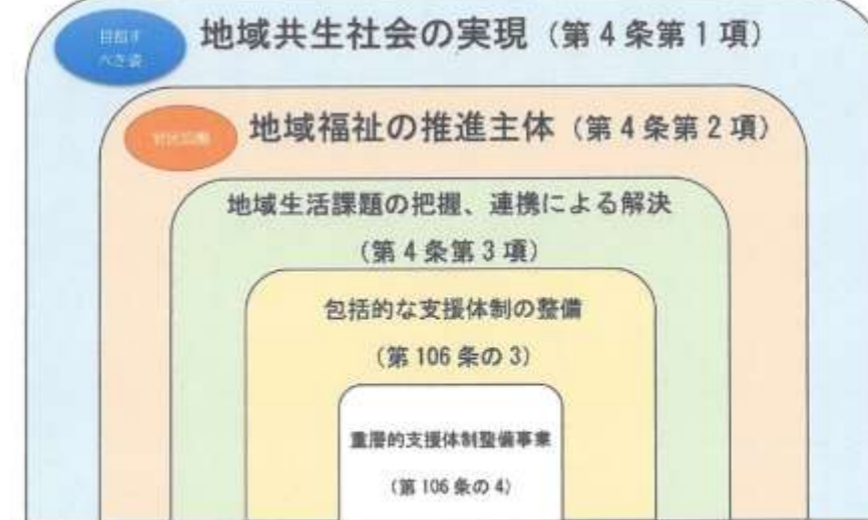
1ページ

20250117 第2回三田市地域福祉審議会資料

●計画策定の目的

重層的支援体制整備事業を実施することによって、本市における包括的支援体制を構築し、「共生のまち さんだ」(地域共生社会※)の実現を目指します。

※ 地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、誰もが「我が事」として共に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をいいます。(第3次三田市地域福祉計画より)



<出典：厚生労働省 社会援護局 地域共生社会推進室の資料を改編>

●計画の位置づけ

市は、第3次三田市地域福祉計画で掲げる「地域共生社会の実現」に向け、分野横断的に包括的な支援体制を構築するための手段として、「重層的支援体制整備事業」を実施します。

社会福祉法(昭和26年法律第45号(以下「法」という。))第106条の5第1項で、『市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、法第106条の3第2項の指針に即して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めるものとする。』と規定されており、本計画はそれに当るものとして策定します。

本計画により、具体的な市の考えや、事業内容等が見える化し、示すことで、関係機関との連携体制や、地域との協力体制を深めてまいります。

『第3次三田市地域福祉計画』

5ページ

3 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づき策定する市町村地域福祉計画です。同法第4条に規定される地域福祉の推進のため、地域福祉の様々な担い手（市民、事業者・団体、市等）の協働により、総合的・計画的に地域福祉を進めていくための理念と仕組みをつくる計画です。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定される、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を含有するものです。

36ページ

1 基本理念

つながる 寄りそう 支えあう

誰もが自分らしく 安心して暮らせる 共生のまち さんだ

37ページ

2 基本目標

基本理念に示す「共生のまち さんだ」（地域共生社会）の実現に向け、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 つながり、支えあう地域づくり

あいさつや声かけが飛び交い、市民同士の顔が見える関係が築かれ、お互い助け合うことができる「身近なつながり」をつくります。また、価値観やSNSの普及をはじめ、つながる手段も多様化する社会の中で、地域の枠組みのみに捉われない、いざというときは手を差し伸べ合える「ゆるやかなつながり」づくりを進めます。

さらに、地域で活動する人材の発掘や育成を進めるとともに、地域活動団体が協働し、効率的・効果的に力を発揮できる持続可能な地域活動を推進します。

基本目標2 困りごとを受けとめ、支援する仕組みづくり

地域で社会的に孤立している人や必要な支援につがっていない人に気づき、適切な支援につながるよう、地域づくり支援、相談支援、参加支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施するなど、包括的な支援体制を構築し、推進します。また、誰もが自分の居場所を持ち、自身の役割と社会とのつながりを感じられる地域社会づくりを進めます。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる体制づくり

利用者ニーズに応える様々な福祉サービスの充実を図るとともに、認知症や障害等によって不利益が生じることのないよう、成年後見制度をはじめとした権利擁護の推進を図ります。また、地域における防災・防犯活動や福祉環境の整備を進め、誰もが安心して暮らせる体制づくりを進めます。

『(仮称)三田市版誰ひとり取り残さない総合支援システムづくりのための計画』

2ページ

20250117 第2回三田市地域福祉審議会資料

●計画策定の基本的な考え方

市町村には、法第106条の3で「包括的な支援体制の整備」と、法第107条で「地域福祉計画の策定」を行うことが努力義務として課せられています。また、法第107条には、地域福祉計画に織り込む事項として『地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項』が規定されています。

このことを受け、市では第3次三田市地域福祉計画において、重層的支援体制整備事業の実施などにより包括的な支援体制を構築・推進することとしています。

よって、本計画は、第3次三田市地域福祉計画における重層的支援体制整備事業に関する事項を基本的に踏襲し、策定します。

●計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間とします。

本計画は上位計画である三田市地域福祉計画の内容を踏まえる必要があることから、第3次三田市地域福祉計画の最終年度である令和9年度までを期間とし、令和9年度に次期本計画の策定作業を行います。（※第3次三田市地域福祉計画：R5～R9）

●基本理念及び基本目標

本計画を「第3次三田市地域福祉計画」と一体的な計画として位置づけることや重層的支援体制整備移行準備事業での取り組み状況などを踏まえ、基本理念、基本目標を以下のように定めます。

○基本理念（※第3次三田市地域福祉計画の基本理念より）

誰もが自分らしく 安心して暮らせる 共生のまち さんだ を目指して

○基本目標（※第3次三田市地域福祉計画の基本目標より）

地域づくり支援、相談支援、参加支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を通じて、地域で社会的に孤立している人や必要な支援につがっていない人に気づき、適切な支援につながるよう、包括的な支援体制を構築し、推進します。

また、誰もが自分の居場所を持ち、自身の役割と社会とのつながりを感じられる地域社会づくりを進めます。

※一部改編

『第3次三田市地域福祉計画』

53ページ

市の取組

2-3-1 多機関が連携・協働する相談支援体制づくり

○市内にある相談窓口の周知及び利用の促進を図ります。

重点 各分野の相談窓口において、ひとつのサービスや制度では対応できない複雑化・複合化した課題に対し、包括的に相談を受けとめ、各支援機関等の多機関が分野横断的に情報共有を図り、協働して解決に向けて取り組むための仕組みとして、相談支援マネージャーを配置し、課題解決を図っていく体制を構築します。

重点 多様な主体が連携・協働して解決に取り組んだ複雑化・複合化した課題について、アセスメントを行うとともに、多機関で事例を共有し、多機関協働による円滑な課題解決の相互理解と今後の実践に活かしていきます。

○庁内において、適切に課題を把握し、確実に必要な支援に結び付けることができるよう職員研修を行い、資質の向上を図ります。

○社会福祉士等の専門職の育成に努めます。

49ページ

市の取組

2-1-1 早期に気づき、支援につながる相談支援体制の充実

○市民の様々な困りごとに気づき、支援につながるができる仕組みづくりを進めます。

○地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員の周知や各種相談員の活動を支援するなど相談しやすい環境づくりを進めます。

重点 身近な地域で、子どもから高齢者までの全世代の相談を受けとめる体制強化を図るため、地域福祉支援員が、不足している19歳～64歳の人の相談を一次的に受けとめる機能を新たに備え、サロン等の地域福祉活動のコーディネートを通じた市民の変化や困りごとを把握します。

○福祉相談窓口の情報や福祉に関する各種制度等について、広報誌、パンフレット、ホームページ等を活用し、わかりやすい情報提供に取り組めます。

○相談内容の背景にある原因を見逃さず、適切な初期対応ができるよう、ニーズのキャッチ力向上に向けた研修等を行い、相談対応の質の向上を図ります。

○市民からの相談に応じて的確な支援を行うとともに、必要に応じて専門機関等との連携を図ります。

※一部改編

『(仮称)三田市版誰ひとり取り残さない総合支援システムづくりのための計画』

7ページ

20250117 第2回三田市地域福祉審議会資料

●取り組み

基本方針1 多機関が連携・協働する包括的な相談支援体制づくり

【重点項目】

◆各分野の相談窓口において、ひとつのサービスや制度では対応できない複雑化・複合化した課題に対し、包括的に相談を受けとめ、各支援機関等の多機関が分野横断的に情報共有を図り、協働して解決に向けて取り組むための仕組みとして、相談支援マネージャーを配置し、課題解決を図っていく体制を構築します。

◆多様な主体が連携・協働して解決に取り組んだ複雑化・複合化した課題について、アセスメントを行うとともに、多機関で事例を共有し、多機関協働による円滑な課題解決の相互理解と今後の実践に活かしていきます。

◆身近な地域で、子どもから高齢者までの全世代の相談を受けとめる体制強化を図るため、地域福祉支援員が、サロン等の地域福祉活動のコーディネートを通じた市民の変化や困りごとを把握する中で、不足している19歳～64歳の人の相談を一次的に受けとめます。

【施策の展開】

○包括的な相談支援体制の推進

生活課題を抱えた人や世帯に関する相談が相談支援機関等にあった場合、相談のあった相談支援機関等が担当しない分野を含む場合であっても、一旦相談を受け止め、複数の関係機関で連携して対応する包括的な相談支援体制を推進します。

○多機関協働の推進

多数の生活課題が複雑に絡み合い、解決の糸口が掴めない世帯や、支援拒否が強く、なかなか支援につながらない人や世帯については、関係する相談支援機関等の構成員による会議体(多機関協働支援会議)において、支援の方策等を検討します。また、会議において複数の相談支援機関等が実施する支援の方向性をとりまとめ、継続して情報の共有を行う等、多機関協働をコーディネートする役割を相談支援マネージャーが担います。

○地域団体等との連携の推進

地域の交流・活動の場の運営者、地域で福祉活動を行う社会福祉法人・NPO法人等の様々な団体と連携するため、市レベル・地区レベルで関係者が集まる会議を開催し、重層的支援体制整備事業にかかる参考事例の共有や取り組みの周知を行い、事業への協力を求めます。

『第3次三田市地域福祉計画』

51ページ



市の取組

2-2-1 生活に困難を抱える人に対する支援

- 誰一人取り残さない視点を持ち、生活に困窮する人に寄りそいながら、経済的自立につながる就労支援、日常生活を安定して送るためのサポート、生活保護の適用等、個々の状況に応じて、生活の自立と安定に向けたきめ細かな支援に取り組みます。
- 生活困窮者自立支援事業を担う三田市生活安心サポートセンターの相談体制の充実を図ります。
- 生活困窮に陥る前に、当事者や家族への早期のアプローチ等、サポート事業を進めます。
- ハローワーク等の関係機関との連携を図り、就労をはじめとした自立に向けた支援に取り組みます。

2-2-2 孤立の要因の解消・社会的自立に向けた支援

- 孤独・孤立に関する支援情報を分かりやすく提供できるよう、情報の発信強化を図ります。

重点 (仮称)参加支援マネジャーを配置し、居場所づくりのマッチング、就労体験、中間的就労、ボランティア活動といった社会参加へのきっかけづくりに取り組みなど、社会的自立に向けて寄り添った支援を実施します。

- その人にあった地域の身近な交流の場を提供し、寄り添った見守り支援に取り組みます。
- 様々な事情やニーズにあわせた、切れ目のない相談支援につなげていきます。
- 複雑化・複合化した課題を抱えているために、声をあげることができず、必要な支援が届いていない人に支援が届けられるよう、誰もが困難を抱えている人に気づくことができる感覚を覆います。
- 犯罪や非行をした人等の更生について、保護司等の更生保護関係の支援者・団体と連携を図りながら、地域の理解促進に取り組みます。
- ひきこもりの人や地域で孤立している人への早期の気づきと課題解決を図るための体制の充実を図ります。

成果指標

指標名	現状 (R3)	目標 (R9)
「自分は孤立している」「自分は孤独である」と感じる人がいる人の割合	16.6%	12.0%
三田市生活安心サポートセンターにおける自立相談支援事業の新規相談件数	119件	210件

『(仮称)三田市版誰ひとり取り残さない総合支援システムづくりのための計画』

9ページ

20250117 第2回三田市地域福祉審議会資料

基本方針2 多様な社会参加に向けた支援

【重点項目】

- ◆ (仮称)参加支援マネジャーを配置し、居場所づくりのマッチング、就労体験、中間的就労、ボランティア活動といった社会参加へのきっかけづくりに取り組みなど、社会的自立に向けて寄り添った支援を実施します。

【施策の展開】

○社会参加のための支援の推進

参加支援事業者が、生活課題を抱え地域から孤立する人や世帯と、地域における交流・活動の場とのマッチングを行い、その後もフォローアップする等、必要な支援を行います。

○社会参加に向けた準備の場の整備

地域から孤立する人や世帯が、社会参加に向けて前向きな気持ちになることができるよう、各相談支援機関、社会福祉法人、NPO法人等が運営している中間的就労の場等の社会参加の準備のための居場所を活用します。

また、支援を受けることに前向きになった人や世帯の社会参加に向けた準備を行う居場所を地域づくり支援等とも連携して整備するとともに、その人の特技等を活かして「支える側」としても社会参加できるように支援します。

○地域における様々な活動の把握

支援が必要な人や世帯と、地域における交流・活動の場や地域で福祉活動を行う団体をマッチングするため、高齢者、障害者、子ども、外国人等の対象者に応じた、地域における様々な活動を把握し、相談支援機関等に情報提供を行います。

【施策を推進する事業】

事業名等	事業概要
参加支援事業	地域から孤立する人や世帯などが、社会参加するための準備、地域における交流・活動の場とのマッチングやフォローアップなどの支援を実施。
地域福祉支援マネジャーを中心とした地域に必要な資源やネットワークづくり	地域課題の集約・分析や多世代が立ち寄れる居場所づくりや、SNS等を活用した誰もが気兼ねなく参加できるゆるやかなコミュニティづくり等、地域に必要な資源やネットワークづくり。

『第3次三田市地域福祉計画』

45ページ

市の取組

1-2-1 様々な交流・居場所づくりの推進

- 多様な分野の団体と連携し、子どもから高齢者まで、多世代が参加・交流できる機会をつくります。
- 高齢者・障害者のサロンや世代間交流などの場に参加したことがない人も参加しやすいよう様々な媒体を活用し、情報発信を工夫します。
- 地域での交流を進めるため、地域活動団体等の活動の拠点となる市民センターやまちづくり協働センター等の利活用を促進します。

取組 地域福祉支援マネジャーを中心に地域課題の集約・分析を行い、子どもから高齢者まで、多世代が立ち寄れる居場所づくりや SNS 等を活用した誰もが気兼ねなく参加できるゆるやかなコミュニティづくり等、地域に必要な資源やネットワークづくりを進めます。

- 一人ひとりの活躍の場や趣味活動の生きがいづくり、健康づくり等の多様な地域交流の取組を支援します。

1-2-2 地域福祉活動の支援

- 活動場所や活動内容に関する相談、新規団体の設立等、各種地域福祉活動を支援します。
- 地域のサロンや子育てサークル等の活動内容について周知啓発し、市民へ情報が伝わるよう工夫します。
- 市民同士の交流から支える側、支えられる側の枠組みを超えて、誰もが地域の一員として何らかの役割を持てるよう取り組みます。
- 支援を必要とする人やその家族等が体験を語り合い、支えあいながら、交流や情報交換をするなどの当事者や当事者組織による取組を支援します。
- 学生をはじめ、若者世代の学びと地域参加を促進します。

1-2-3 地域関係団体の連携の推進

- 地域活動団体同士が、活動内容や目的に応じて互いに連携できるよう、情報提供やコーディネート等の支援を強化します。
- 地域活動団体等が、立場を超えて互いの得意分野を活かし、協働する地域福祉活動を支援します。
- 市民センターやまちづくり協働センター、ボランティア活動センター等、拠点間の連携強化に取り組みます。

成果指標

指標名	現状 (R3)	目標 (R9)
地域のつどい・交流の場の数	115 か所	270 か所

45

『(仮称)三田市版誰ひとり取り残さない総合支援システムづくりのための計画』

10ページ

20250117 第2回三田市地域福祉審議会資料

基本方針3 つながり、支えあう地域づくりに向けた支援

【重点項目】

- ◆地域福祉支援マネジャーを中心に地域課題の集約・分析を行い、子どもから高齢者まで、多世代が立ち寄れる居場所づくりや SNS 等を活用した誰もが気兼ねなく参加できるゆるやかなコミュニティづくり等、地域に必要な資源やネットワークづくりを進めます。

【施策の展開】

- 地域における多様な交流・活動の場との連携
市や相談支援機関等が把握、支援している様々な生活課題を抱えた人や世帯について、支援対象者の世代や属性に応じた多様な交流・活動の場の把握に努めるとともに、既存の地域における交流・活動の場において、世代や属性の枠を超えた対象者の受け入れがされるよう、受入事例の紹介等をはじめとした働きかけを実施します。
- 地域と相談支援機関等との連携促進
地域における交流・活動の場の運営主体や地域で福祉活動を行う団体が把握している生活課題を抱えた人や世帯が、支援につながるようするため、地域と相談支援機関等とのネットワークを構築します。
- 地域の様々な活動のネットワークづくり
地域における交流・活動の場の運営主体や地域で福祉活動を行う団体が、様々な生活課題を抱えて孤立する人や世帯を把握した場合において、連携できる体制を整え、相互に参加者や担い手を紹介しあえるような顔の見える関係づくりができるネットワークを構築します。

【施策を推進する事業】

事業名等	事業概要
地域づくり事業	各分野で実施する地域づくりの取り組みを活用しながら、世代や属性の枠を超えて受け入れがされる交流・活動の場を拡充。

10